○北陸地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十号　氷見市脇方字丑ヶ端三三六番九から同市宇波字越前四九五六番一まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月二十八日

○中部地方整備局告示第百七十四号

中部地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　一号　名古屋市北区大曽根四丁目一〇一番から同市北区大曽根四丁目一七〇一番まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

大曽根国道駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○中部地方整備局告示第百七十五号

平成九年建設省告示第九百五十九号（大曽根国道駐車場に関する兼用工作物管理協定）は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○中部地方整備局告示第百七十六号

中部地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　一号　四日市市諏訪町一七七番から同市三栄町三番一まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

四日市地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○中部地方整備局告示第百七十七号

平成九年建設省告示第千六十九号（四日市地下駐車場に関する兼用工作物管理協定）は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○中部地方整備局告示第百七十八号

中部地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　一号　静岡市葵区黒金町四四番一〇から同市葵区黒金町一番四まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

静岡駅前地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○中部地方整備局告示第百七十九号

平成十四年中部地方整備局告示第四十五号（静岡駅前地下駐車場に関する兼用工作物協定）は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○近畿地方整備局告示第百八十五号

平成十年建設省告示第千三百四十九号（桜橋駐車場兼用工作物管理協定）は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○近畿地方整備局告示第百八十六号

近畿地方整備局及びＴＦＩ株式会社間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規程による協議が成立したので、同条六項の規程に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　二号　大阪市北区曽根崎新地一丁目六番一三から同市同区曽根崎新地一丁目二四番二二まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

桜橋駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。